ないかと思います。更に、関西での集会後にも一審の 裁判員裁判での死刑判決を、高裁で無期に減刑する 判決が続くなど、同じ裁判官とは言え、司法世界の対 応には納得できないことばかりです。この辺を皆様と ご一緒に考えるためにこの大会・シンポジウムを開 催した次第です。

故意の犯罪により命を失った犯罪被害者の切実な 思いを聞いて頂き、弁護士の先生方から死刑制度に 関する考察を伺います。その後で会場の皆様にもご 参加いただき、死刑制度について率直なご意見を交 換できるようにプログラムいたしました。皆様方の積 極的なご参加を期待しております。

なお、岡村顧問ですが、「風邪気味のため参加できないのは大変残念ですが、皆様によろしく」とのご連絡を今朝、頂きましたことを申し添えて、ご挨拶とさせていただきます。

2. 被害者の声

残虐な犯罪の被害にあった被害者の遺族は、被害に加え、裁判の不当な判決にも苦しんでいます。犯罪被害の実態と、裁判で直面した苦悩について6名の被害者が語りました。

死刑にできなかった悔しさ

渡辺 保

私は、穂積一という身勝手な男の犯行により当時22 歳の娘「美保」と妻「啓子」を奪われました。穂積が 直接手を下したのは美保だけですが、その事件のた めにPTSDと診断され5年半ほど心療内科に通院し ていた妻が心神喪失状態で踏切内に入り電車と接触 して亡くなりました。事件さえなければこんなことは 絶対に起きなかったはずです。

事件は平成12年10月16日に起きました。深夜12時頃の警察からの一本の電話で状況は一変しました。 家族3人で警察に行きましたが、何も教えてもらえず 「未だ言えない」の一点張りでした。午前3時過ぎに強 く抗議すると、美保が殺人事件の被害者だと告げら れました。

事件から2週間ほどたった頃からでしょうか、妻に 異変が現れ始めました。いつの間にかリストカットも 始まり、錯乱状態になり家を飛び出そうとしたり、ま た幼い子どもが犠牲になった事件を知るとショック を受け落ち込むこともたびたびあり、事件から6年後 の平成18年8月1日に事故で亡くなりました。

犯人穂積一の逮捕まで3年かかりました。逮捕前後の共述によると、事件を起こす2か月ほど前に男性週刊誌を見て欲情し、たまたま通りかかった美保をターゲットに計画し、何度か待ち伏せをした末の犯行で、殺害してから暴行しようと、帰宅途中の美保を車ではね、畑の農具置き場に連れ込み、用意していた包丁で首を刺し殺害したそうです。逮捕後も犯行を自供

していたのが、弁護士が接見したその夜から黙秘·否 認に転じたそうです。これは何を意味するのでしょう か? とても不思議です。

横浜地裁の第1回公判での全面否認にはショックを受けましたが、このまま否認し続けた方が罪が重くなるだろうと思いました。私は以前から故意に人の命を奪ったら命で償うしかないと考えていました。

穂積への死刑求刑を強く望んでいたにもかかわらず、求刑は無期懲役となり、私たち家族は死刑判決を出してほしいとの思いから、判決が言い渡されるまでの間に極刑を求める署名活動をし、3か月足らずの間に6765名の方々に署名をしていただき裁判所に提出しました。判決は無期懲役でした。求刑と同様に「極刑に値する」と言いながら、「若年であり前科前歴がない」との理由で無期懲役なのです。

判決後退廷する穂積に次女が「お前なんか本当は 死刑なんだから……」と言い、私も「お前は絶対に許 さない」と声をかけると、穂積は出口で振り返り「お 前が迎えに行かなかったから娘は死んだんだよ!」と 暴言を吐きました。

最高裁まで行き、無期懲役が確定しましたが、死刑に できなかった悔しさは今でも強く心にあります。

人を殺害した者は死をもって償いを 無量林 博昭

最愛の娘(23歳)は大学時代の同期生の身勝手極まりない一方的な動機によって突然命を絶たれまし

た。事件は平成19年11月26日でした。

普段どおりに母親にバス停まで送ってもらおうと 家を出たところ、待ち伏せしていた犯人の車に進路を ふさがれ、犯人に、隠し持っていたサバイバルナイフ で突然29か所も刺されました。母も必死でナイフを 取り上げようと無我夢中で娘を助けようとしました。 連絡を受けて帰宅した私は、玄関前の白いタイルにお びただしい血、物置や玄関ドアの血だらけの手の痕を 目にして、警察官の静止も振り切り、娘と妻を捜しま したが2人の姿は何処にもありませんでした。搬送先 の病院を知らされ、病院に向かいました。

顔や額、手も血だらけになりながらも、気丈に振舞おうとしている妻の姿を見て改めて、とんでもないことが起きたと感じました。医師から「残念ですが……」と言われ、どうして、なぜ、の疑問だらけで医師の告知を受け入れることができませんでした。

犯行に至るまで半年、娘の出勤時間、帰宅時間、バス通勤での時間、経路そして私たちの行動まで調べ、綿密な計画のもとの犯行と知らされました。卑劣なストーカー行為に背筋がゾッとする思いと、身勝手極まりない犯行で一方的に命を奪われた娘は、どんなに苦しく、恐ろしく、悔しかっただろう思うと、守ってやれなかったことで胸が苦しくなります。

親として亡き娘に代わり裁判所に訴え、極刑判決

をもって償わせると誓い裁判に臨みました。しかし犯人は軽い統合失調症の病歴があったことを理由に犯行当時、心神喪失、心神耗弱状態であったと無罪を主張。検察、弁護側双方による精神鑑定も行われ、責任能力が争点となり、私たち遺族にとっては刑法39条という法の壁に阻まれることになりました。

事件から2年後の平成21年10月一審の判決を迎えました。判決は「犯行は凶暴、残忍で刑事責任は重大」としながらも犯行当時心神耗弱状態にあった、反省している、犯行時22才と若年であることなどが考慮され懲役15年となり、娘に誓った判決とは程遠い結果でした。その後も犯人は無罪を主張、控訴、上告しましたが、いずれも棄却判決で平成22年9月15日結審しました。

娘を殺害した犯人は、「殺すつもりはなかった」「死ぬとは思わなかった」と証言し殺意が立証されると「申し訳ありませんでした」と言葉だけの謝罪をしました。裁判ではそれが認められるのです。生きて自分の意見も述べることもできます。しかし一方的に命を奪われてしまった娘は、何も言葉を発することはできません。こんな不平等なことはありません。

誰しも、死は恐怖です。人を殺害した者の刑罰は、自 分の犯行と同じように死をもって償うべき。それが被 害者と遺族にとっての人権です。



判決の重み

澤田美代子

次男、智章(24歳)は2008年11月10日の夜7時48分頃、帰宅途中、当時19歳の少年が運転する軽トラックで故意に撥ね飛ばされ、翌早朝、息を引き取りました。少年は、父親を困らせたいと考え、重大事件を起こしました。その後、交番にかけこみ「知らない人だから死んでもかまわない。誰でもよかった」こう言ったそうです。

あの夜、私は事態に動揺し理性を失っていました。 体の震えが止まらず「助かるのでしょうか」という私 の問いに、先生は「若さに期待しましょう」と言うだ けでした。大量出血したため輸血が続き、体は2倍に も膨れて片方の目は閉じ、もう片方がかろうじて開い ている状態でした。日付が変わった夜中、「事故ではな く、故意に撥ね飛ばした殺人未遂事件です」と警察官 に言われました。それから4時間余り後、私たちの手 の中で遂に息子は息絶えました。

2008年12月26日千葉家裁で少年審判を傍聴し、主人、私、長男が意見陳述をしました。審判が始まる前には、家裁調査官から事情を聞きたいとの通知を受けて家裁に出向きましたが、調査官と話しているうちに、加害少年に有利な事柄を聞きだすことが目的だと感じ、更に傷つき、虚しさで帰路に着いたことを忘れられません。

2009年1月4日、起訴したと報告がありましたが、 私は息子を失い絶望と喪失感の日々でした。事件から 3か月半経ち、あすの会の集会に参加しましたが、「こ こでは泣いてもいい、笑ってもいいんだよ」と言われ て、笑える日など2度と来ないと思っていた私にとっ て自分の居場所が見つかったように思えました。

2009年5月11日に初公判でしたが、被告少年には5名の刑務官が付き、全く反省の様子はありませんでした。5月12日、私たちが被告人質問を行う予定でしたが、これに先立つ被告の弁護人からの質問の途中で被告人は激高して退廷しました。6月1日の第3回公判でも暴れたため、被告が在廷せずに証人尋問が行われました。再入廷後も声を荒らげ、弁護人らになだめられて証人席に座りました。主人の質問に対しては、「でかいことをすれば5年くらい入っていられる」と答え、反省は見られませんでした。

判決は、5年以上10年以下の不定期懲役刑でした。

私たちは無期懲役を求刑意見としていましたが、結果 は少年法に基づいてのもので、無念でなりません。

「冷酷で残忍な無差別殺人と糾弾したが家庭環境の問題を考慮した」という裁判長の判決は不安でなりません。「人を殺せば刑務所に入れる。父親がいたらまたでかいことをする」。この言葉を何度も繰り返すのに……。裁判長が終わりに「少年法に基づく長期の有期懲役刑での更生を期待する」と読み上げましたが、毎回、暴れる被告の姿を見て、どれ程の更生が期待できるというのでしょうか。

再び被害者が出た時、更生を期待するとした裁判 官はどう責任を取られるのでしょうか。「更生を期待 する」はあまりにも空々しい紙の上の言葉でしかあり ません。

到底納得できない高裁の無期判決 五十嵐 邦宏

私は、平成21年11月に東京南青山で父親を殺害されました。

加害者は、25年ほど前に妻と口論の末に殺害した後、自宅に放火、子どもも焼き殺した罪で20年間服役し、事件半年前に刑務所を出所したばかりでした。

上野で包丁を買い込み、強盗に入る家を物色し、たまたま父の住むマンションに入り込み、父の首を包丁で刺して殺害しました。

第一審の裁判員裁判による判決では、刑務所を出てから半年後の犯行に言及し「2人の命を奪った前科がありながら、強盗目的で被害者の命を奪ったことは刑を決める上で特に重視すべきである」として、求刑通り死刑を言い渡されました。しかし、東京高裁で開かれた2審判決で村瀬裁判長は、「一審判決は、妻子を殺害した被告の前科を重視しすぎており誤りである」と述べ、被告が懲役20年の判決を受けて服役した妻子殺害事件については「夫婦間の口論の末の無理心中であり、強盗殺人事件との類似性はなく、更生の可能性がないとは言い難い。前科を重視して死刑とすることには疑問がある」として、死刑とした一審の裁判員裁判判決を破棄して無期懲役を言い渡しました。3人も殺した人間が、なぜ死刑にならないのか情りを感じています。

裁判員の意見を、職業裁判官は無視したのです。専

業裁判官は裁判員裁判の意味をもっと重く、真摯に捉えるべきではないかと思います。

二審で裁判官は「前科を過度に重視しすぎである」と言っていますが、加害者は、最初の事件で既に、2人の命を奪っているのです。もしも、初犯で死刑になっていたなら、私の父は被害に遭わずに済みました。初犯の裁判で判決を下した裁判長は責任を問われないのでしょうか。

裁判では、犯人は完全黙秘のため、私は事件について真相が分かりません。来る最高裁判決では、一般国 民の良識がよみがえることを期待しています。

裁判所は裁判員の判断を尊重すべし 荻野 美奈子

友香里は、私たち夫婦の第2子として生まれました。兄には知的障害があり、私たちにとって、がんばり屋で頼りになるかけがえのない娘でした。教員になることを夢みて、大学に進学し、大勢の友人に囲まれ、まさに青春を楽しんでいました。あと5か月で大学を卒業という時に殺されました。私はまさか、友香里が殺害され、その後に焼かれるなんて思ってもいませんでした。

一審判決の日、平成23年6月30日、裁判長から「主 文は後回し」と言われた瞬間「死刑」判決が出ると確 信しました。「死刑」が告げられ、友香里が自分の全て を引き替えにした「極刑」が出たと感じました。友香 里の無念さ、悔しさが、裁判官、裁判員に正しく伝わっ たと思い、安堵し喜びをかみしめました。その場に友 香里がいるかのような、友香里が戻ってきたかのよう な感覚がありました。裁判員は私たちと同じ一般市民 です。その方々が国民を代表して正しい判断をして くださった。生きている友香里にはもう会えないけれ ど、友香里が犯人に突きつけた究極の刑、決して正義 は裏切らない、そう確信することができました。

しかし、高等裁判所は、死刑を覆し「無期懲役」にしたのです。裁判長は「被害者は1人」「被告人は何らかの理由で殺害を決意した」と理由を読み上げました。被害者が1人とはよく言えたものです。裁判長はあたかも友香里にも落ち度があったかのような言い方でした。こんな酷い理由はありません。

一般市民である裁判員に「極刑」という判断をさせ

ておきながら、「先例」という理由で簡単に高裁がひっくり返すようでは裁判員裁判をやる意味がありません。高裁の理由を聞いて、私は被害者参加をした意味がなかったとさえ思いました。

親にできることは、犯人に「死刑」を突きつけること。一審が終わってまもなく犯人自身が控訴しました。判決を言い渡された時、犯人は「ありがとうございました。」と言いました。裁判時にも「死刑が出たらそれに従う」と言っていたのです。しかし、犯人は無期懲役になってもまだ上告しています。友香里の命を奪っておいてどこまで身勝手なのか。そんな犯人にはまだ弁解の機会が与えられている。私たちには許し難いことです。私や家族は今でも人間としての感情を表すことさえ難しい。何の喜びも悲しみもない。あるのは、悲しさ苦しさ。親として娘を守ってやれなかった苦しみは私が生きている限り続くのです。

最高裁で、再び死刑判決が出され、1日も早く、死刑 が執行され犯人がこの世からいなくなることを望み ます。

自らの死をもって詫びるのは最低限の償い 加藤 裕司

2年4か月前(平成23年9月)黙って家を空けることはない娘が、連絡がないまま翌日の夕刻になっても帰りませんでした。交通事故だろうか、急に病になり発見されずにいるのだろうかと心配が駆け巡り、無事で帰ってきて欲しいと願っていました。

翌日、娘の車が発見され、娘が見知らぬ男性と歩いている画像を見せられ、連れ去られたということを知らされました。何もわからない、何もできない、どこを探していいかも分からない。助けを求めている娘に救いの手を差し伸べることもできない無力感と脱力感、無事でいて欲しいという願いが交錯しながら胸をかきむしられる思いでした。

1週間後、警察から娘が殺害されたことを知らされました。悲しいとか辛いとか言葉ではとても表現できませんでした。娘は強姦目的で倉庫に連れ込まれ、手錠をはめられ強姦され、胸を刃物で何度も突き刺され、あざ笑うように頸動脈を掻き切って殺害されたのです。犯人は、娘の遺体をガレージに隠し、頭、両手、両足、胴体の6つに切断し内臓を抉り出し、肉片と骨を

区別し、肉片は川の橋の欄干から捨て、骨は他家のゴミに紛らせて捨てました。毎晩、その作業を続け胴体の一部だけが残った段階で逮捕されました。安置場の娘の姿は、小さい赤い肉塊で声も出ませんでした。

裁判員裁判では死刑判決が言い渡されました。弁護士は即時控訴しましたが、犯人が控訴を取り下げ、死刑が確定しました。初犯で、殺人の数が1人だけで死刑判決になった例はないとのことです。私たち家族にとっては喜ばしい結果なのかも知れませんが、裁判で死刑が確定したからといって嬉しく思えることなんか一つもありません。娘と二度と会えない辛さ、悲しさは自分の寿命が尽きるまで消えません。

しかし、死刑が確定したからといって許すつもりもないし、終わりにするつもりもありません。毎朝、お墓にお参りし、休日は、日に3度お墓に行きます。申し訳ないと謝っています。人並みの幸せを与えてやれず、親の責任が果たせなかったと、毎日詫びているのです。婚約者に申し訳ないという思い、生きていたかっただろう、やり残したことが一杯あっただろうに……。娘の無念さを誰が晴らしてくれるのでしょう。死刑判決で終わらないのです。刑務所で、犯人が鬼畜のまま平穏に生涯を終えることが私には許せないのです。罪もない人間を恐怖と苦しみのどん底に突き落

とした殺人鬼を、苦しめてやりたい。残っているかも しれない犯人の良心を引きずり出し、本当の苦しみを 味わわせ、悩み、己を恥じて死んでもらいたい。私に課 せられた役割の一つなのです。

死刑囚にも人権をと言われますが、人を虫けらのように殺す殺人者の人権が大切でしょうか。殺された側には人権がないのでしょうか。意図的に人を殺害した輩は、殺害した時点から人ではなくケダモノです。刑に服せば償ったことになるのではなく、被害者と被害者家族が納得するものでなければ償いとは言えません。自らの死をもって詫びることが最低限の償いなのです。死刑囚が死んだ後も、被害者家族は、死ぬまで傷が癒えることはないのです。

今回の判決は、良識ある市民と裁判官、検事により、 身近な一般社会の判断に近づけたことを意味します。 初犯で、被害者が1人である殺人事件での死刑判決 を、例外的判決と捉えるのは間違いです。これが当然 と思う社会でなくてはいけません。私は、1人でも被 害者や被害者家族と呼ばれる人が少なくなって欲し いと願っています。ただでさえ、被害にあったという 心的ストレスがかかる中、本来、人を救うはずの法律 が、逆に人を苦しめる凶器になっているのではないか と危惧しています。

3. 死刑制度について

被害者の数、計画性の有無、前科、量刑制度など、死刑制度をめぐってはさまざまな論点があります。どのような場合に死刑判決が下されるのか、そこにどのような問題があるのか、弁護士4人が意見を述べました。

被害者の人数と死刑判決 弁護士 山崎 勇人

「殺害された被害者が1人の場合には、加害者は死刑になりにくい」このような話を聞いたことはないでしょうか。

どのような場合に死刑判決が言い渡されるのかを考えるにあたって避けては通れないのが、「永山基準」です。昭和58年7月8日に最高裁第二小法廷が下した判決の内容が「永山基準」といわれるようになりました。

この事件で最高裁判所がどのように判決したか、 ポイントが全部で9つあります。

- 1. どのような性質の犯罪が行われたか
- 2. 犯行の動機は何か
- 3. 犯行の態様、特に殺害の手段方法が執念深い、 あるいは残虐であったか
- 4. 犯行による結果がどれほど重大か、特に殺害された被害者の数は何人か
- 5. 遺族がどれほど強い処罰感情を持っているか
- 6. 犯行による社会的影響が強いといえるか
- 7. 犯人の年齢はいくつか
- 8. それまでに前科はあるか
- 9. 犯行後の態度はどうか

最高裁は、9つの要素を中心に「その犯行が誠に 重大であって、刑罰のバランスや同じような犯罪を